



トップ

[トップページ](#) > [住宅・不動産](#) > [～豊かな住生活の実現と維持～](#) > [民間を活用した多様な住宅の供給誘導](#) > [空き家施策](#) > 相談窓口一覧

## 相談窓口一覧（平成29年12月1日時点）

最終更新日：平成29（2017）年12月1日

### ○東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会

東京三弁護士会空き家相談窓口

相談内容：空き家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること

電話番号：0570-087837

受付時間：月曜日～金曜日10:00～12:00,13:00～16:00（祝休日、年末年始を除く）

### ○東京司法書士会

相談内容：空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

電話番号：03-3353-2700

受付時間：月曜日～金曜日10:00～15:45（祝休日、年末年始を除く）

### ○公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会（不動産相談所）

相談内容：空き家の売買や賃貸に関すること

電話番号：03-3264-8000

受付時間：月曜日～金曜日10:00～15:00（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

### ○公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

（一般社団法人 東京都不動産協会新宿相談室）

相談内容：空き家の売買や賃貸に関すること

電話番号：03-5338-0370

受付時間：月曜日～金曜日13:00～16:00

（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

### ○公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

相談内容：空き家の価値判断と有効活用について

電話番号：03-5472-1120

問合せ時間：月曜日～金曜日9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：第1・3水曜日13時から開催（祝祭日の場合は翌日）の不動産無料相談会に原則来会のこと

（当日受付12:30～15:30,1月・5月の第1水曜日を除く）

### ○一般社団法人 東京建築士会

相談内容：空き家の利活用の調査や建築に関すること

電話番号：03-3527-3100（代）

問合せ時間：月曜日～金曜日10:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：問合せの上、相談会を開催する月曜日に原則来訪のこと

### ○一般社団法人東京都建築士事務所協会

相談内容：空き家の利活用の調査や建築に関すること

電話番号：03-3203-2601

問合せ時間：月曜日～金曜日9:00～12:00,13:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：問合せの上、水曜日開催の建築相談に原則来会のこと

### ○東京土地家屋調査士会

相談内容：空き家の敷地境界に関すること

電話番号：03-3295-0587

予約時間：月曜日～金曜日9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：事前予約の上、調整した日時に原則来訪のこと

### ○東京都行政書士会

相談内容：空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること  
電話番号：03-5489-2411  
受付時間：月曜日～金曜日12:30～16:30（祝休日、年末年始を除く）

○東京税理士会（納税者支援センター）

相談内容：税金に関すること  
電話番号：03-3356-7137  
受付時間：月曜日～金曜日10:00～12:00、13:00～15:30  
（祝休日、夏期、年末年始等を除く）

○みずほ信託銀行

相談内容：空き家の有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に関すること  
電話番号：0120-032-620  
受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

お問い合わせ先

住宅企画部 民間住宅課 空き家施策調整担当  
直通03-5320-5056

[ページの先頭へ戻る](#)



Twitter



東京都公式動画チャンネル

## 住民等からの空家等に関する相談への対応

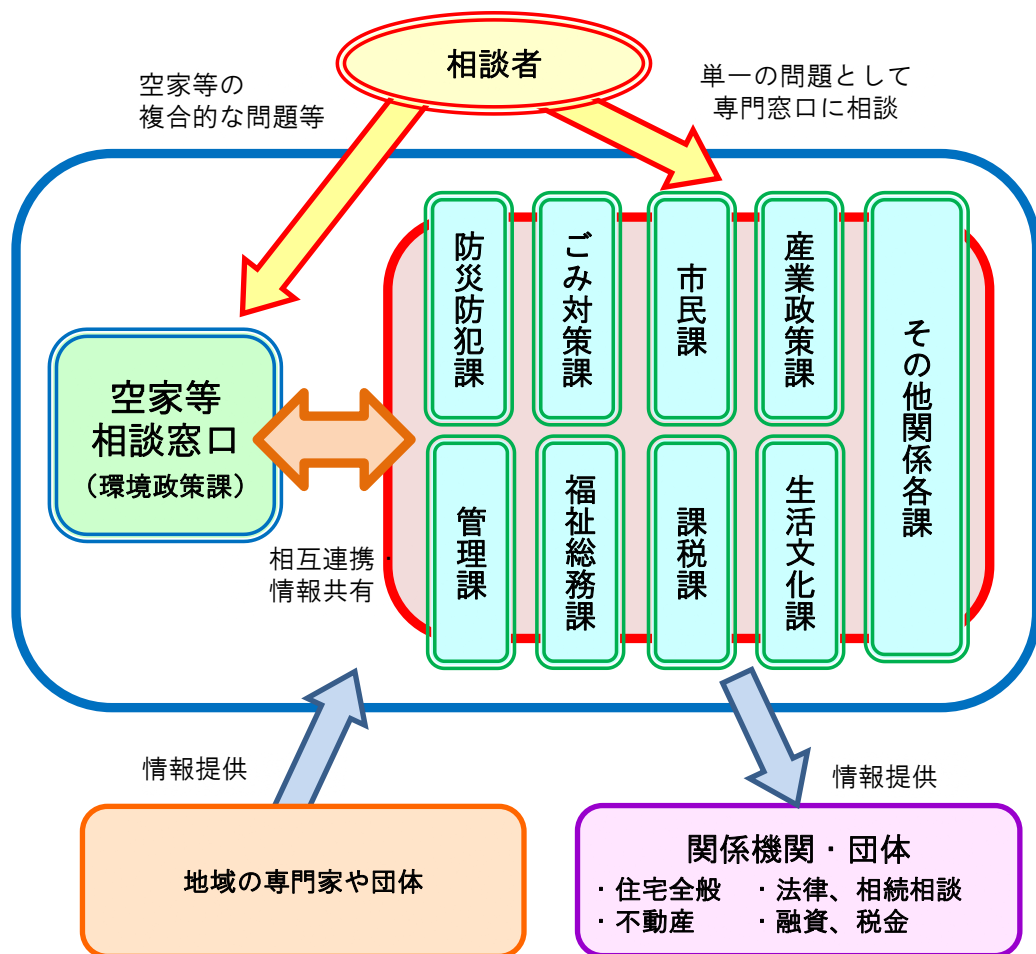
### 相談窓口の整備

「空家等相談窓口」を開設し、相談者が抱える多様な悩みの解決に向けたサポートを行うとともに、空家等の発生予防や適切な管理の促進、有効活用に関する情報提供に努めます。

本市に直接相談があった場合には、特定主管課の「空家等相談窓口」または、個別相談として専門窓口にて受けた各課が相談内容に応じて、情報共有の上で連携を行います。また、地域からの情報提供に応じての本市の関連各課が対応を行うとともに、専門的知見が必要な相談においては、関係機関・関係団体への情報提供により連携していきます。

また、将来において、本市以外の外部団体や NPO 等により、様々な問題に総合的に対応可能な「空家等総合窓口」の設置について検討を行っていくものとします。

### 相談窓口・連携体制



# 東京都の空き家ワンストップ相談窓口

～平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業～  
空き家の利活用等（相続・売却・賃貸・リフォーム・管理・その他利活用）  
についての無料のワンストップ相談窓口です。



空き家状態を  
解決したい

誰に相談し  
たらいいか  
分からない

住み替え後の  
自宅をどうし  
たらよいか

実家の片づ  
けはどうし  
よう

東京都の空き家  
ワンストップ相談窓口へ  
御相談ください。

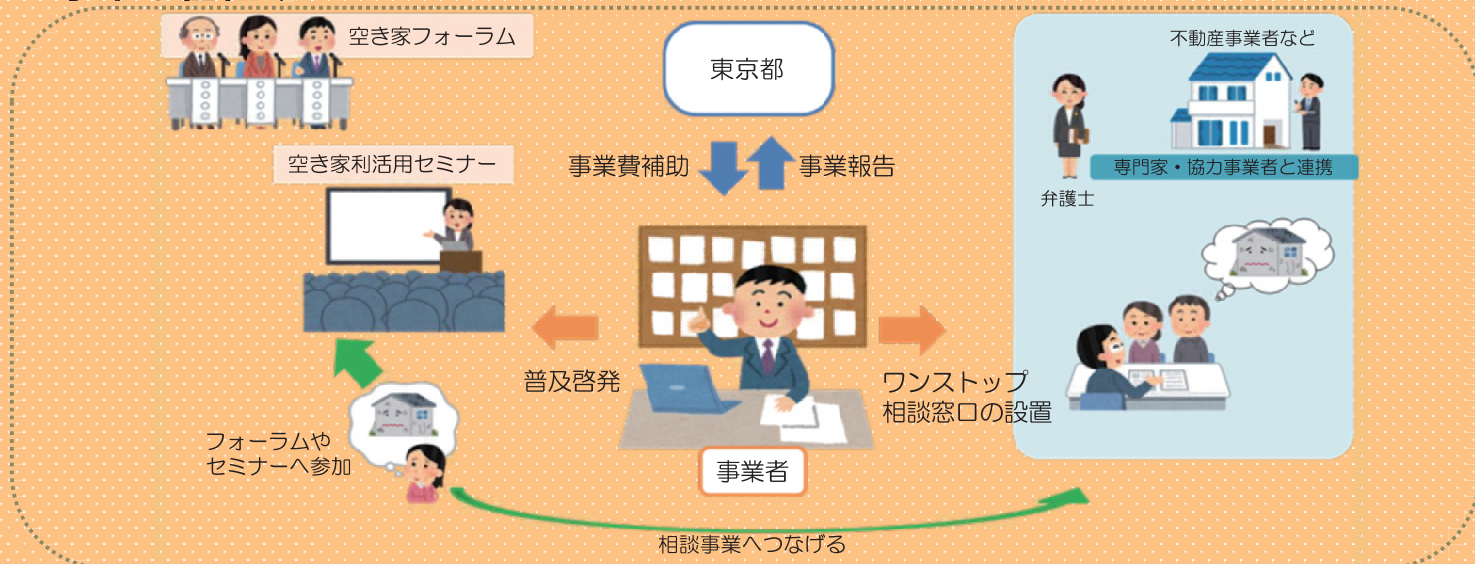
法律、建築、不動産などの専門家が  
御相談に応じます。

◆以下の御相談者をお待ちしております。  
(平成30年度末まで)

- ・東京都内に所在する空き家の所有者の方  
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)
- ・東京都外に所在する空き家を所有する都民の方  
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)



## ◆事業の仕組み



## ◆相談窓口（五十音順）

### ●NPO法人 空家・空地管理センター ☎0120-336-366

- ・住所：東京都新宿区西新宿3-9-6 OYAビル6階  
[東京]空き家相談センター（JR・京王・小田急新宿駅から徒歩15分）
  - ・受付時間：午前9時から午後5時まで（年中無休（GW/年末年始を除く。））
  - ・HP：<https://www.akiya-akichi.or.jp/>
  - ・メール：[contact@akiya-akichi.or.jp](mailto:contact@akiya-akichi.or.jp)
- 上記のほか、所沢に相談窓口がございます。

### ●東京急行電鉄株式会社 ☎0120-071-109

- ・住所：東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビルB2F  
東急電鉄 住まいと暮らしのコンシェルジュ目黒店（JR・東急目黒駅から徒歩1分）
  - ・受付時間：午前10時から午後7時まで（年中無休・年末年始除く。）
  - ・HP：<https://www.tokyu-sumaitokurashi.com/akiya/>
- 上記のほか、二子玉川、鷺沼、たまプラーザ、武蔵小杉に相談窓口がございます。

### ●東京都行政書士会 ☎03-5489-2411

- ・連絡先：東京都行政書士会市民相談センター（電話相談）
  - ・受付時間：午後0時30分から午後4時30分まで（土曜・日曜・祝祭日・年末年始等除く。）
  - ・HP：<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>（東京都行政書士会HP）
  - ・メール：[jimukyoku@tokyo-gyosei.com](mailto:jimukyoku@tokyo-gyosei.com)（東京都行政書士会メールアドレス）
- 上記のほか、東京都行政書士会33支部および空家問題サポートセンターメンバー10事務所に相談窓口がございます。

### ●ネクスト・アイズ株式会社 ☎0120-406-212

- ・住所：東京都港区麻布十番1丁目3-1 アポリアビル5F
  - ・受付時間：午前9時から午後6時まで（水曜定休）
  - ・HP：<https://www.nexteyes.co.jp/>
  - ・メール：[info@nexteyes.co.jp](mailto:info@nexteyes.co.jp)
- 上記のほか、サテライトオフィス（東京駅前、吉祥寺、さいたま、横浜、戸塚、船橋）、その他専門家3事務所（西新宿、虎ノ門、高田馬場）の相談窓口がございます。

### ●ミサワホーム株式会社 ☎0120-727-330

- ・連絡先：住まいるりんぐDesk コールセンター（24時間受付、年中無休）
  - ・HP：<https://www.misawa.co.jp/soudan/akiya/>
  - ・メール：[akiyasoudan@home.misawa.co.jp](mailto:akiyasoudan@home.misawa.co.jp)
- 上記のほか、八重洲、北千住、大森、高井戸、千歳船橋、立川、吉祥寺、町田に相談窓口がございます。  
※各相談窓口の受付時間・定休日等は、お電話やHPの入力フォームにてお問い合わせください。

### 第3章 空き家所有者情報提供に関する運用の仕組み

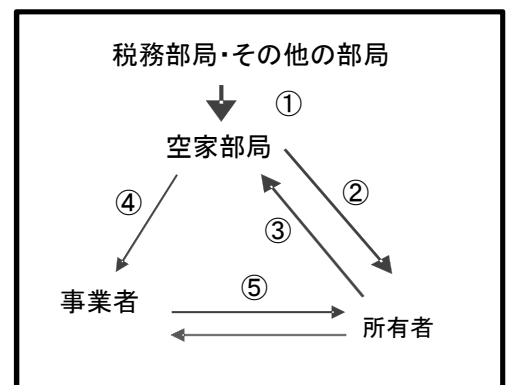
(ポイント)

- 空き家の所在地・所有者情報の集約・管理
  - ・ 地域の住居が利用されていない（空き家である）状況を確認するための情報源として、水道閉栓情報、電気・ガス利用情報、不動産登記情報、死亡届等が挙げられる。それらの情報を空き家担当部局に集約することが、民間事業者等に情報提供を行うための第一歩である。
  - ・ 集約した情報については、個人情報保護の観点からしかるべく情報セキュリティ体制を整備した上で管理する必要がある。特に、情報の活用を容易にするために市町村の部署間で共有できるデータベースを作る場合には情報の外部流出がないような仕組みづくりが必須である。
- 所有者情報の民間事業者等への提供に当たっての仕組みづくり
  - ・ 民間事業者等への情報提供方法としては「市町村に登録等している民間事業者等に情報提供する方法」と「市町村と連携している民間事業者団体等を通じて民間事業者等に情報提供する方法」が考えられる。
  - ・ 前者では、個々の民間事業者の業務遂行が適切に行われるような市町村の関与が必要となるが、後者では、市町村が直接関与する機会が基本的にないため、事業者団体等を通じた民間事業者の質の担保が課題になると考えられる。いずれの形をとるにせよ、市町村には、自らの業務負担ともバランスを取りつつ、空き家所有者が安心して情報提供に同意できるような体制を作る責任がある。
- 空き家所有者本人への同意取得に当たっての留意点
  - ・ 空き家所有者本人への同意取得においては、当該空き家に係る権利関係、所在地、用途、構造、土地面積等の状況、空き家になった時期等について、あわせて情報を取得することにより、民間事業者は効率的に所有者の相談に対応することが可能となる。

#### 1 はじめに

空き家所有者情報の提供に関する基本スキームは、以下のようなイメージである。

- ① 市町村による空き家所在地・所有者の特定
- ② 空き家所有者に情報提供の意向確認
- ③ 空き家所有者の同意
- ④ 空き家所有者情報を提供
- ⑤ 民間事業者等と空き家所有者の接触



ここでは、空き家所有者情報の提供に関する運用方法及びその留意点について



## 空家所有者(管理者)様へ (必ずお読みください)

- 申込をされた個人情報には本相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 原則として、市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- 空き家等の売買や解体等の交渉・契約は、空き家等対策協力団体の会員と空き家所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 市では、情報提供された空き家等情報を空き家等協力団体へ紹介をしますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 契約後の現地調査および交渉については、仲介手数料が必要となります。詳しくは、調査を依頼する際に取扱店にご確認ください。
- 空き家等の情報提供を行って頂いても必ず空き家等対策協力団体に取り扱ってくれるとは限りません。市に情報提供をしてから1か月経っても、どこからも連絡が無かった場合には、各団体名簿を参考にご自身で依頼先をお探しく下さい。
- 空き家の対応先(契約先)が決まったら、市にご連絡ください。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

## 空き家等に関する情報提供の流れ

①空き家所有者等 ⇒ ②太田市 ⇒ ③空き家等対策協力団体(6団体)各代表者  
⇒ ④各団体の会員 ⇒ ⑤空家所有者等

- ①空き家所有者等は太田市へ空き家等の情報提供同意書を提出する
- ②太田市は空き家等の地図・同意書を各団体の代表者へ情報提供する
- ③空き家等対策協力団体の代表者は、各会員へ空き家等の情報提供をする
- ④各団体の会員は、空き家情報を基に、取扱える物件かどうかを精査する
- ⑤取り扱いを希望する各団体の会員は、空き家所有者等へ連絡をする
- ⑥空き家所有者等は、各団体の会員の中から契約者を選択し話を進める

### 【お問合せ先】

住 所 太田市浜町2 - 35  
担当課 太田市役所建築住宅課  
電 話 0276-47-1843

府中市とシルバー人材センターは

# 空家等に関する協定を結び



空家対策を進めます!!



当センターでは府中市と連携し、空家等が放置され、管理不全な状態となることを未然に防止するため、府中市と「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、府中市と当センターが相互に連携・協力し、市内の空家等の管理を進めることにより、良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とするものです。

業務内容は、空家の見回り、除草、植木の剪定・伐採などがありますので、是非ご相談ください。

## 《料金の目安・消費税込み》

- ①【見回り】※目視点検 1回 2,160 円 (現場を確認し、写真送付)
- ②【除草】 1時間 1,200 円～ ※草の処分は別途費用が掛かります。
- ③【植木剪定・伐採】 1時間 1,760 円～ ※残材の処分は別途費用が掛かります。

※料金については、空家の状態によって異なる場合がありますので、実際の現場を確認して見積書を作成いたします。

※季節により作業日が遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※②除草、③植木剪定・伐採で、作業前、作業後の写真送付をご希望の方は実費(300円)にて帰ります。

公益社団法人 府中市シルバー人材センター

☎ 183-0056 東京都府中市府中町1-30 府中市ふれあい会館 1F  
TEL 042-366-2322 FAX 042-360-6388

URL <http://www.fsc.or.jp/>  
E-mail [fsc@fsc.or.jp](mailto:fsc@fsc.or.jp)

現状・課題

- 空き家バンクは、全自治体の約4割(763自治体)が設置済み、約2割(276自治体)が準備中又は今後設置予定である等、各地域の空き家対策として取組が進みつつある状況。
- しかしながら、現状では、自治体ごとに各々設置され、開示情報の項目が異なり分かりづらく、検索が難しいなど、課題も存在。

全国版空き家・空き地バンクの構築

- 国土交通省では、各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の構築を支援。
- 昨年10月より、公募により選定した2事業者((株)LIFULL・アットホーム(株))が試行運用を開始。
- 準備が整った自治体から順次掲載を進め、システムの改善等を行った上で、今年度より本格運用を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

アットホーム株式会社



URL: <https://www.akiya-at-home.jp/>

現在の運用状況

- 5月14日時点で515自治体が参加。
- 順次、物件情報の掲載等を推進中。(現在、338自治体が掲載済)

これまでの成約実績

- 自治体へのアンケート調査によると142件が成約済。(売買101件、賃貸41件)

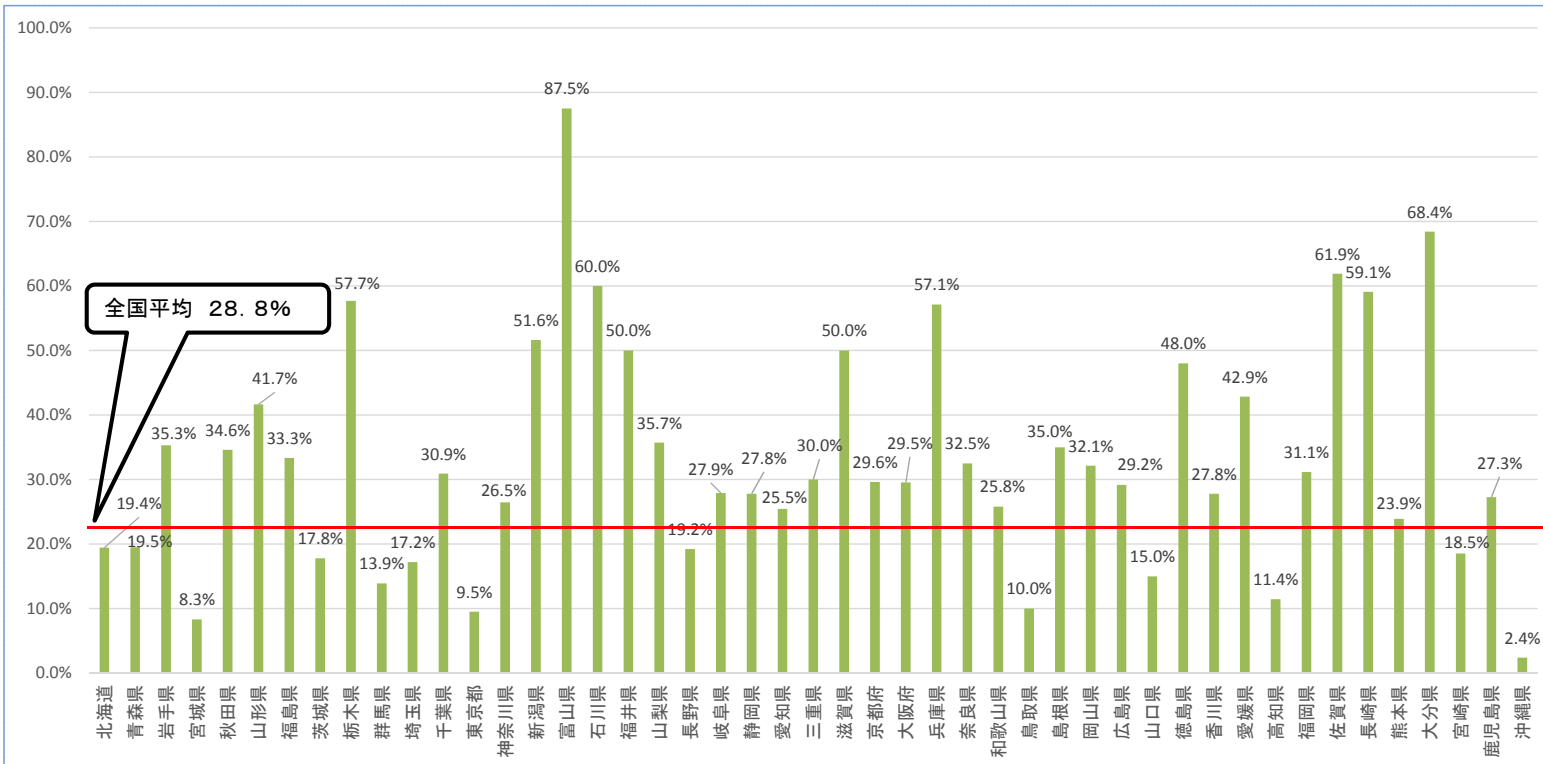
※ 国土交通省HPにも下記バナーを設置



←バナーをクリックすると各社のサイトをご覧いただけます。

都道府県別「全国版空き家・空き地バンク」参加表明状況

- 平成30年5月14日時点の全国の自治体の参加表明率は28.8% (515自治体)



現在のページ [大田区ホームページ](#) > [生活情報](#) > [住まい・まちなみ・環境](#) > [住まい](#) > 空家を公的に活用してみませんか？

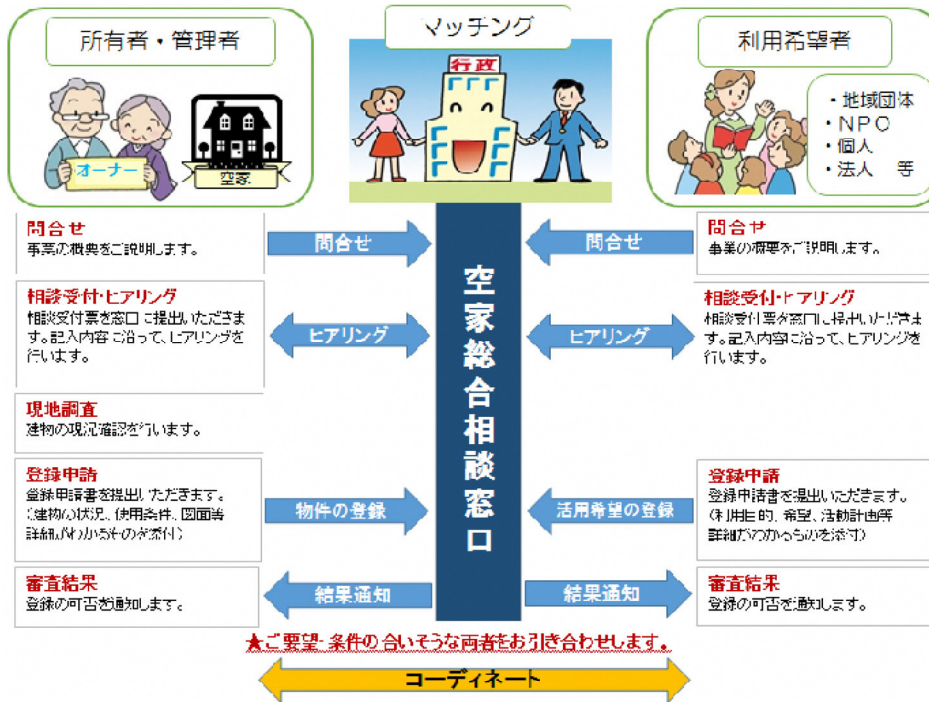
空家を公的に活用してみませんか？

いいね！ 0

ツイート

更新日:2019年2月18日

大田区では、区内の空家を公益目的(地域交流、福祉、子育て支援、教育関連、防災、国際交流・観光、まちづくり等)で活用する取組みを進めています。この取組みでは、地域に活かせる空家の所有者・管理者と利用希望者を事前登録し、双方合意によるマッチング成立へ向けたサポートを行っています。



空家総合相談窓口

空家等地域貢献活用事業では、ご要望・条件の合いそうな所有者・管理者と利用希望者をお引き合わせします。各々の希望に沿って、相談員がマッチングを支援しますので、安心です。

(注意事項)

物件、利用希望者の紹介や連絡調整等を行いますが、所有者・管理者と利用希望者の間で行う賃貸借契約に関する交渉、仲介行為は行いません。契約締結は、当事者間で行っていただきます。契約に関するトラブル等についても当事者間の責任において解決をお願いしています。なお、建物の用途によっては、活用するために必要な手続きや工事を行わなければならない場合がありますので、ご注意ください。



空家とは？

日常な生活が行われていない又は継続的に人が住んでいない区内の一軒家、共同住宅のこと

空家は多様な活用方法があります！

契約形態については、賃貸借契約以外にも定期借家契約、使用貸借、短期貸し、日割り等があり、期限付きを条件とすることも可能です。また、全部貸し以外に1階の一部を地域に開放する住み開き、軒先を活用した一部貸し、複数の利用者に貸すといった方法もあります。

(注意事項)

空家を住宅以外の用途に転用すると土地の固定資産税及び都市計画税が高くなる場合があります。詳しくは、東京都大田区税務事務所(03-3733-2411)にご相談ください。

★よくある質問(Q&A)は[こちら](#)

住まい

空家を公的に活用してみませんか？

[シェアスペースたまがわ\(空家活用事業研究施設\)](#)

[【平成30年度の募集は終了しました】空家等改修費補助金の申込団体募集](#)

[住宅探しのお手伝い\(住宅確保支援事業\)](#)

[保証人が確保できない方への援助\(住宅確保支援事業\)](#)

[立退き等に伴う転居費用の助成\(転居一時金助成\)](#)

[マンション維持管理支援被相続人居住用家屋等確認書の交付について](#)

[空家総合相談窓口、空家総合相談会](#)

[公営住宅内の樹木の害虫](#)

[区営・区民・都営住宅等住宅環境の改善助成](#)

[区営住宅・区民住宅の指定管理者の変更について](#)

[住宅金融支援機構の融資](#)

[住まいの衛生相談\(ねずみ等\)](#)

関連情報

[羽田空港新飛行経路案に関する地域説明会\(展示説明型\)開催について](#)

[区内の放射線量の定点測定結果等について](#)

[区民住宅\(中堅所得層ファミリー世帯向\)](#)

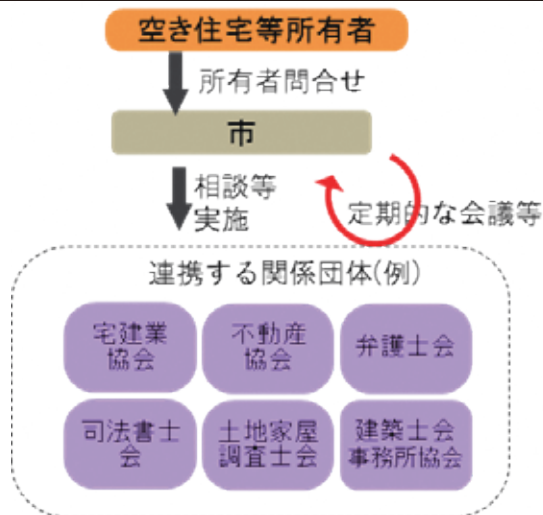
## 空き住宅等及び既存住宅の流通等を促進する体制づくり（参考イメージ）

空き住宅等の流通を促進する体制の構築にあたっては、3段階目の形態を目標として取り組んでいきます。

### 1 段階目：成功事例を集める

まずは、関係団体と連携し相談できる体制をつくり、定期的な相談窓口や相談会を設け困り事を解決していきます。

また、戸建空き家に関するアンケート調査の結果を基に、所有者等に情報提供等の働きかけを行います。

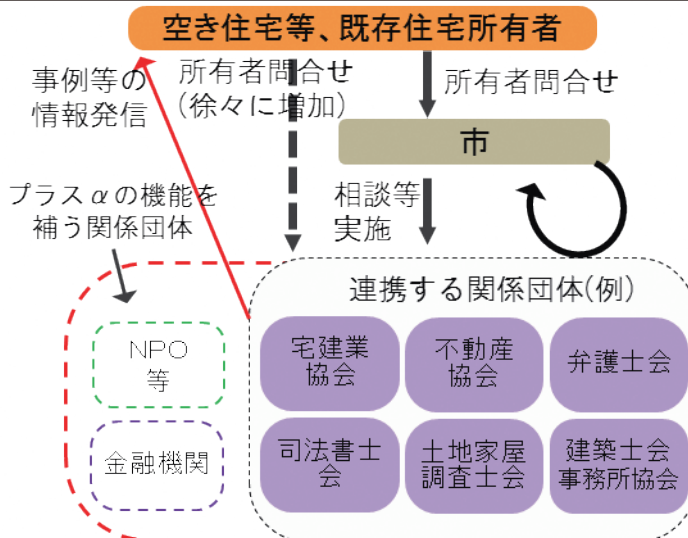


### 2 段階目：成功事例から、積極的働きかけができる体制を作る

窓口や相談会で解決した事例の情報発信を行うなど、所有者等に対する働きかけを積極的に実施し、さらに相談件数が増えるよう取組みを充実させていきます。

解決できなかった相談事例は、重要な課題として、不足するサービスや支援策を検討し、機能拡充を図ります。

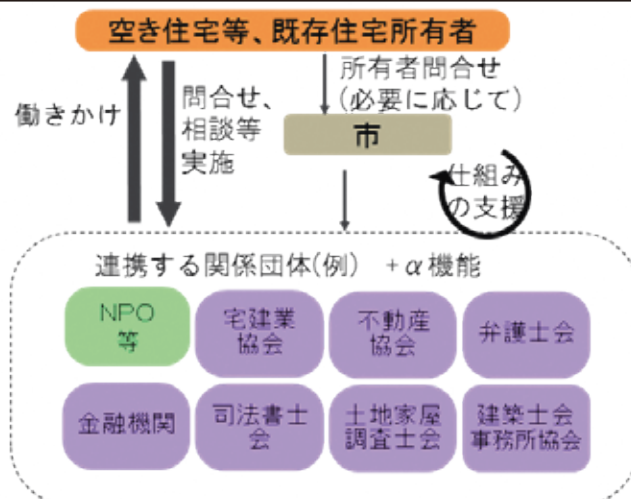
関係団体内で事務局のような組織が整い、徐々に市が仲介せずとも所有者等と関係団体が直接やりとりする事例も生じるようになります。



### 3 段階目：関係団体による流通を促進する持続的な体制へ

3 段階目では、関係団体内の事務局組織が、直接所有者等に対し、相談を行うことが基本となります。市は必要に応じて仲介に入るなど、後方から支援する関係となっています。

関係団体の構成員が、相談内容に応じて柔軟に対応できるなど、課題解決に向けて関係団体が主体的に参画できる状態となっています。

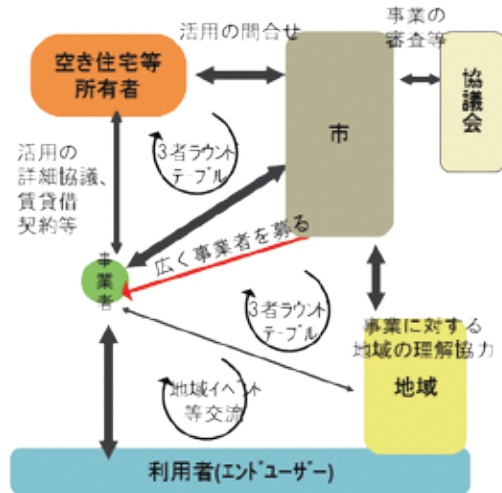


## 多面的な活用を促進する仕組みづくり(参考イメージ)

多面的な活用を促進する仕組みの構築にあたっては、3段階目の形態を目標に取り組んでいきます。

### 1 段階目：成功事例を集める

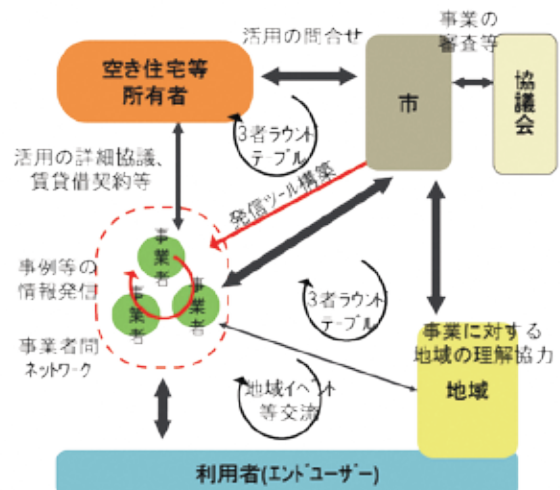
戸建空き家に関するアンケート調査での所有者等の意向を基に、活用を希望する事業者と所有者等のマッチング(仲介)を図ります。地域への理解協力も踏まえ、活用の取組みが地域で円滑に展開できるよう支援し、活用の成功事例づくりを進めます。



### 2 段階目：成功事例を広め事業者間ネットワークを作るNPO法人等を探す・作る

成功事例が、他の所有者や活用事業者、地域へ積極的に情報発信され、様々な事業者が空き住宅等を活用した取組みを行っている段階となっています。さらに事業者間のネットワークが生まれ、効果的に情報発信できる環境づくりを行っています。

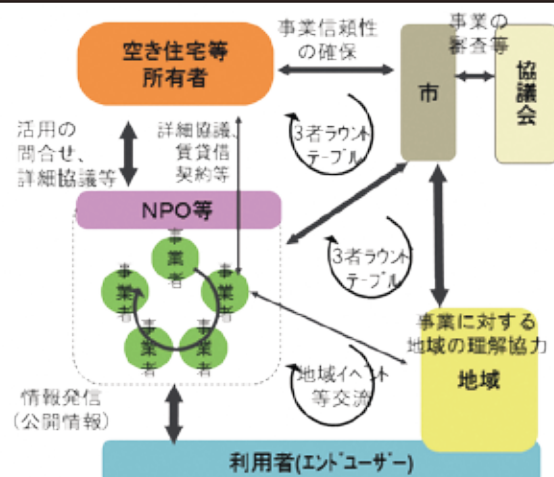
環境づくりにあたっては市が直接行うのではなく、事業者間ネットワークから内発的に派生するNPO等が主体的に行えることを目指します。



### 3 段階目：活用を促進する仕組みづくり

事業者間の良好なネットワークが構築され、自立したNPO等が主体的に情報発信等を行っている段階となっています。

NPO等が所有者等と事業者のマッチング(仲介)やその後の詳細協議、地域への働きかけをより円滑に進められるよう、市は仕組みの公平性や事業の信頼性の確認、事業の支援等の役割を担います。



① 利活用希望をつなぐマッチングサービス枠組みの構築

＜有効活用部会で検討＞

「固定資産税程度の収入が得られるなら貸したい」「周辺を管理してくれるのであれば庭を貸しても良い」といったような所有者ニーズは一定数あると考えられます。

あわせて、該当物件の敷地周辺の管理を行うことを条件に、その庭を地域の農園として借り受け、自治会活動に活かしている事例も市内に見られます。

所有者が中古住宅として通常の賃貸や売却を希望する場合や、更地の売買や駐車場等として貸す場合には、一般的な不動産流通の中で実現できます。しかしながら、通常の不動産流通仕組みの中では難しい、これらの「貸したい」「借りたい」意向をつなぐため、新たなマッチングの枠組みを検討します。

例えば、行政が把握した所有者等の「貸したい」意向や条件と、地域機関が集約した自治会や地域企業などの「借りたい意向」、地域事業者による庭木手入れなどの軽作業で「働きたい意向」、などをマッチングすることで、地域の活性化につなげることが考えられます。

解消する課題	総合的な支援体制、空家等施策と関連する施策の整合
--------	--------------------------

利活用希望をつなぐマッチングサービスのイメージ

